

## 9月18日(月)は「敬老の日」

9月の第3月曜日は「敬老の日」です。長年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、長寿を祝うことを目的に昭和41年に制定されました。昭和22年、兵庫県のある村で「老人の知恵を借りて村づくりをしよう」と、農閑期で季節のよい9月中旬の15日に敬老会を開いたことが起源で全国に広がったといわれています。

日野町の満100歳以上の方は8月1日現在で19名です。これからも元気で過ごしてください。

## 9月21日(木)は「世界アルツハイマーデー」

1994年「国際アルツハイマー病協会」は、世界保健機関(WHO)と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定し、この日を中心に認知症の啓発を実施しています。

### 認知症基本法が成立しました

認知症の本人や家族の意見を反映し、関連施策の充実を図る「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月14日に成立しました。認知症になっても安心して暮らせる町をめざして、認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らすことができるよう、地域での取り組みを進めていきます。

## オレンジフェスタ茶のみ処わたむき

### やさしさでつながるみんなの笑顔〜2023

### 開催のお知らせ

認知症になっても、変わらずに受け入れられ、その人らしく暮らすことができる地域をめざして、町内で活動いただいている認知症キャラバンメイトとともに「オレンジフェスタ茶のみ処わたむき」を開催します。みんなの笑顔「2023」を開催します。今回は、認知症当事者の方からご講演いただきます。

認知症は誰もがなり得る身近な病気です。国内の認知症高齢者の数は2025年には約700万人、65歳以上の5人に1人に達するといわれています。もし家族が認知症と診断されても、その人らしく生活するために周りの人のサポートが必要不可欠です。まずは認知症について正しく理解することから始めていきましょう。

【とき】 9月24日(日) 10時〜12時(受付は9時30分から)

事前申し込みは不要で、どなたでもご参加いただけます。

【ところ】 日野公民館(中道二丁目12番地)

【内容】 第1部 日野町認知症キャラバンメイト活動紹介

第2部 講演会「認知症とともに今を生きる」

講師 下坂 厚氏(若年性認知症当事者)

清水 真氏(伴走者・理学療法士)

※下坂厚さんの写真展「記憶とつながる」を同時開催します。

### 下坂厚さんのご紹介

京都府京都市在住。2019年8月、若年性アルツハイマー型認知症と診断される。京都市の介護施設で勤務した後、現在は同じ社会福祉法人の本部で広報担当となる。認知症当事者として、SNSで趣味の写真発信し、認知症の啓発活動も展開中。

### 認知症キャラバンメイトとは

認知症についての正しい知識を住民の方に知っていただくために、啓発活動に取り組んでいるボランティアです。



みんなで支えあう

# 国民健康保険

## 65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険税が

### 申請により軽減算定されます

離職者支援の一環として、国民健康保険税の軽減措置を実施しています（この軽減措置を受けるには申請が必要です）。

#### 対象者

①雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などの事業主都合により離職した方）

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に「11」「12」「21」「22」「31」「32」の記載がある方  
②特定理由離職者（雇用期間満了などにより離職した方）

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に「23」「33」「34」の記載がある方

※離職時点で65歳未満の方

※令和5年度については、令和4年3月31日以降に離職された方

#### 軽減措置の内容

次の2点について、離職日の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30/100として算定し、負担

軽減をはかります。ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の所得は通常の額として算定します。

- ・国民健康保険税の算定
- ・高額療養費等の所得区分の判定

#### 申請の方法

軽減を受けるには、申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証をご持参ください。

雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、公共職業安定所（ハローワーク）で再交付を受けた後に住民課または税務課まで申請をお願いします。



#### 国民健康保険税 減免制度

災害などの特別な事情により国民健康保険税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。お早めにご相談ください。

#### ◆問い合わせ先

住民課 税務課

保険年金担当 住民税担当

☎07448-5216584  
☎07448-5216570

## 国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の一部免除の承認を受けられた方へ

### 保険料の納付が必要です

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）が承認された方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付されないと未納期間として扱われることになり、将来支給される年齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過すると時効により納めることができませので、ご注意ください。

納付書がお手元にならない方は、草津年金事務所にご確認ください。

免除区分	保険料額(令和5年度)
3/4免除	月額 4,130円
半額免除	月額 8,260円
1/4免除	月額 12,390円

※令和5年度国民年金保険料は月額16,520円です。

※月額計算は、10円未満切り上げです。

### 『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう

高齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金や遺族年金は課税されません。）

課税対象者となる受給者の方（65歳未満の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上）には、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに日本年金機構へ提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決定されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますので、ご注意ください。

#### ◆問い合わせ先

草津年金事務所

☎077-567-2220

住民課 保険年金担当

☎07448-5216584